

申請者登録（サイン登録）の概要

綾部商工会議所では、貿易関係業者の便益に供するため、原産地証明、インボイス証明、サイン証明、その他証明（会員証明・日本人証明）といった貿易関係証明の発給業務を行っております。証明を申請される場合、当所の会員・非会員にかかわらず、必ず事前に申請者登録（サイン登録）を行っていただく必要がありますので、申請事務マニュアルに沿ってお手続きを進めてください。本登録は、証明を受けようとする商工会議所ごとに必要となりますので、ご注意ください。

1. 「誓約書」と「登録台帳」の提出について

登録にあたって全ての申請者に必要な書類です。当所窓口にご請求ください。

- ① 貿易関係証明に関する誓約書
- ② 貿易関係証明申請者登録台帳（両面）
 - （表面）貿易関係証明申請者業態内容届
 - （裏面）貿易関係証明申請者署名届

※申請者登録完了後の署名に関するお問い合わせは、電話ではできません。必ず署名届のコピーをお取りになり、大切に保管してください。

2. 登録に必要な書類について

新規登録および登録更新の手続きにあたっては、下記の書類（原本のみ受付）をご提出ください。郵送による登録書類の受付は原則行っていませんので、必ず窓口にご提出ください。

法人	誓約書、登録台帳、履歴事項全部証明書、印鑑証明書
個人	誓約書、登録台帳、住民票、印鑑証明書

※履歴事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも3ヶ月以内に発行されたもの。

その他の提出書類について

代表者や署名者が外国籍の場合	・在留パスポート(両面)のコピー ・パスポートのコピー(氏名、在留資格、在留期限の記載頁)
中古品をお取り扱いの場合	・各都道府県公安委員会発行の古物商許可証のコピー
個人で新規に登録される場合	・税務署に提出された開業届のコピー ・直近の納税証明書(事業税)のコピー
地区外登録の場合*	・登記上本店所在地区の商工会議所(商工会)の会員証明書 ・証明を申請する商工会議所での登録が必要な理由書

*地区外登録の場合とは、営業拠点が、証明を申請する商工会議所の地区内にない方。

3. 登録の有効期間について（2年間有効）

登録の有効期限は、登録の日から2年間です。例えば、2021年4月1日に登録手続きが完了した場合、2023年3月31日まで有効となります。

登録が失効した場合、登録の更新お手続きをいただかない限り、証明書の発給はできませんので、ご注意ください。